

第3章 次なる波への備え

第1節 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保

(1) 相談窓口

- ①新型コロナウイルス感染症の治療・療養後の倦怠感や息苦しさなど後遺症に関する悩みを抱えている方への相談窓口として、後遺症電話相談を実施するとともに、後遺症の現状把握のため実態調査を実施する。
- ②市民の疑問や不安に答えられるよう、感染状況に応じて、人員体制を確保し、専用健康相談窓口を引き続き整備・運営する。
- ③これまでの相談事例を踏まえ、より分かりやすい説明となるよう対応マニュアルの見直しを引き続き行う。
- ④患者の発生状況、感染の仕方等の基礎知識、受診や検査の流れ、変異株の確認状況などを引き続き分かりやすく、丁寧に情報提供する。

(2) 検査体制

- ①感染拡大の予兆を早期に察知するとともに、クラスター防止のため、ワクチン接種の状況を踏まえながら、陽性患者が発生した学校等の施設における積極的検査、介護・障害施設等の従事者に対する積極的検査を引き続き迅速に実施する。また、感染疑いのある利用客と接した可能性のある従業員を対象に実施している酒類を提供する飲食店への積極的検査実施について、酒類を提供していない飲食店についても積極的検査を拡大実施する。
- ②健康科学研究所、シスメックス検査センター、医療機関、民間事業者が役割分担を行い、有症状者、濃厚接触者、積極的検査に必要な検査体制を引き続き確保する。
- ③健康科学研究所の検査体制の確保、人材育成を引き続き行う。また、市内の医療機関から陽性検体を健康科学研究所に集約する仕組み及び健康科学研究所のゲノム解析能力を活かし、新たな変異株の出現にも対応できるゲノムサーベイランスシステムを活用し、感染源を引き続き解明するとともに、感染拡大・クラスター化を引き続き防止する。

(3) 入院病床の確保

- ①患者の発生状況のフェーズに応じて、感染症指定医療機関である中央市民病院及び適切な感染予防策が取れる市内医療機関の連携のもと、情報を共有しながら必要な入院病床を確保する。G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）の登録情報を活用し市内医療機関の患者受入の状況、医療資材の在庫状況等を確認し、情報連携を密にする。
- ②市内医療機関で患者の重症度に応じ、重症患者、中等症患者、軽症患者を役割分担

して受け入れる体制を引き続き確保する。

- ③病床のひっ迫を回避するため、治癒確認後の回復患者を円滑に転院、受け入れる体制を引き続き確保する。
- ④感染急拡大期に市民病院の通常医療を制限して新型コロナ入院病床を確保する方策を予め検討する。
- ⑤院内感染拡大防止と患者受入の促進のため、こうべ病院安心サポートプランによる支援や、ゴールデンウィーク・年末年始など長期休暇での診療体制・入院受入体制確保のための支援、在庫状況を踏まえた医療資材の支援などにより、新型コロナに対応する医療機関を引き続き支援する。

(4) 宿泊療養施設

- ①感染の状況を踏まえて、更なる宿泊療養施設の確保の検討及び酸素供給設備の強化を行う。
- ②民間事業者のノウハウを活用しながら、宿泊療養施設の運営スタッフの確保、効率的な運営を引き続き行う。
- ③感染拡大期の宿泊療養施設の医療的ケアの強化に必要な人材、設備を引き続き確保する。
- ④看護師、保健師の負担軽減のため、宿泊療養者の健康観察にICTの活用を引き続き進める。
- ⑤死亡事案に対する本市の対応、再発防止策を検証・評価し、入所者の日々の健康管理、急変時の対応を確実に実施する。

(5) 自宅療養

- ①第6波を見据えて、症状が進行しつつある療養者の重症化予防のため、早期に外来受診に繋がられるよう体制を強化するため、外来受診受入医療機関の更なる確保、搬送車の増車をを行う。また、外来受診が難しい場合の往診・電話診療への協力が得られる医療機関を確保する。
- ②自宅療養者の不安を軽減するため、パルスオキシメーターの使い方など日々の健康観察の方法や感染予防策など、療養中の過ごし方についてまとめた、自宅療養者向けのフォローアップガイドを作成する。
- ③軽症患者、無症状者等で、感染防止に係る留意点が遵守できる自宅療養者に対し、保健センターが毎日、電話やメール、健康アプリ、訪問により健康確認を引き続き行う。
- ④人材派遣等の活用により自宅療養者フォローアップチームを充実し、保健師が重症化リスクのある自宅療養者の重症化防止に重点化できる体制を引き続き整備する。
- ⑤パルスオキシメーターを貸し出し、日々のセルフチェックを引き続き依頼し、中等症・重症になる恐れがある方を迅速に把握する。

- ⑥自宅療養となった方で、療養期間中に自身で食料調達が困難な方に食料等の支援を引き続き実施する。
- ⑦自宅療養者からの24時間対応の相談体制を引き続き確保し、急変時には消防局との連携のもと入院先の調整を行い、救急搬送を行う。

(6) ワクチン接種

- ①本人の発症・重症化予防、市内医療機関の負担を軽減のため、新型コロナウイルス感染症対策の決め手として、3回目の追加接種を含め、市内のすみずみまで、市民に安全かつ迅速でスムーズなワクチン接種が行えるよう必要な体制を整備する。
- ②神戸市医師会・神戸市民間病院協会・神戸市歯科医師会・神戸市薬剤師会と合同で設置した「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」において、公的病院の協力も得ながら、引き続きワクチン接種に必要な接種体制を構築する。
- ③市民の利便性を確保し、ワクチン接種を迅速に進めるため、集団接種会場、個別接種会場の会場確保及び集団接種会場の運営に必要な人員を引き続き適切に確保する。
- ④市民からの相談や予約受付を円滑に行うためのコールセンターやホームページを引き続き整備する。
- ⑤市民への接種券の発送や、接種済み情報の管理のためのシステムを引き続き整備・運営する。
- ⑥ワクチン集中調整センターにおいて、引き続き市内のワクチンの予約、供給を集中的、網羅的に管理するとともに、きめ細やかに集団接種会場、個別接種会場にワクチンを配分・配送する。
- ⑦ワクチン接種に関連する不安や疑問に答えられるよう、様々な手段を用いてワクチンの有効性及び安全性、接種手続き等について、引き続き市民に分かりやすい広報手段、広報内容を検討する。

(7) 保健所の体制

- ①積極的疫学調査、健康観察などにあたる保健師の勤務状況を改善し、より専門性を発揮できるよう人材派遣の事務職員、看護職員の積極的な活用を行うことにより、各保健センターにおいて早出遅出勤務を実施するとともに、感染症対応を含めた保健所業務のデジタル化を進める。また、夜間における自宅療養者・自宅待機者等からの電話対応業務を集約の上、当番制を実施する。
- ②新型コロナウイルス感染症を契機とした感染症早期探知地域連携システム（神戸モデル）の強化や、新型コロナの影響により増加する健康課題への対応のため増員した保健師の人材育成を進める。また、保健師の技術継承ができる仕組みを整備し、感染症対応ができる保健師の育成を行う。
- ③積極的疫学調査の公表について、感染拡大防止への効果とプライバシーの保護の観

点から検証し、必要に応じて見直しを行う。

- ④患者の発生状況のフェーズに応じ、積極的疫学調査の範囲を重点化するとともに、即座に必要な人員を確保できるよう全庁的な保健所応援体制を整備する。
- ⑤感染急拡大期に、保健センター長のもとで保健師を一元化し、新型コロナ以外の通常業務も含めトータルマネジメントし、業務の優先度を判断し対応する。
- ⑥施設内で患者が発生した場合に、更なる感染拡大が起こらないよう、保健センター保健師や保健所医師、看護師が感染対策のため清潔と汚染のゾーン分けや、消毒や換気、また防護服の着用訓練などの指導を適切に行う。

(8) 広報・情報発信・風評被害対策

- ①市民の疑問を解消し、不安を軽減できるよう新型コロナに対する正しい知識を分かりやすく発信する方法、方策を絶えず検討する。
- ②「マスク」と「距離」、手洗い・手指の消毒、3密（密閉・密集・密接）の回避、咳エチケットの徹底、こまめな換気、感染リスクが高まる「5つの場面」など感染防止に必要な行動などについて、動画をはじめ効果的なツールを用いて、引き続き市民に重点的かつ継続して啓発する。
- ③熱中症患者が増加した場合、医療機関が対応できず医療崩壊を起こしかねない状況となるため、引き続き効果的な熱中症対策を行う。
- ④感染症早期探知地域連携システム（感染症神戸モデル）を強化し、地域での感染拡大の予兆を迅速に把握し、市民に迅速に情報提供を行う。
- ⑤感染を経験された方やその家族、医療機関で働いている方などに対する差別や偏見をなくすための市民啓発を継続して行う。
- ⑥市民の疑問を解消し、不安を軽減できるよう新型コロナウイルス感染症やワクチンに対する正しい知識を分かりやすく発信する。
- ⑦ワクチン接種をしていない方に接種の強制や差別、いじめ、不利益な取り扱いが生じないよう市民啓発を行う。

(9) 救急体制

- ①消防署所等における感染防止対策を継続して徹底するとともに、万が一隊員間の感染等が発生した場合には、感染経路を確認・分析し、必要に応じてこれまで行ってきた対策を見直し、消防力を維持する。
- ②救急隊員等の感染防止対策を徹底するため、救急活動時における感染防止マニュアルの習熟を図るとともに、今後の活動において疑義等が発生した場合や新しい知見が発表された場合等においては、感染症専門医師から助言等を踏まえて改訂を行う。
- ③感染防止用資器材（マスク、感染防止衣、消毒液等）の収納場所を確保し、ローリングストック方式による継続的な備蓄を行う。
- ④これまで行ってきた保健所との連携体制を引き続き確保する。また、新型コロナウイ

ルス感染症患者や濃厚接触者等について救急搬送困難事案の発生件数が急増するなど救急隊の活動に支障が生じた場合には消防職員を保健所へ派遣して連携強化を図る。

- ⑤感染拡大期における救急搬送困難事案の発生を予防するため、各部局のほか、神戸市第2次救急協議会をはじめとする医療機関や兵庫県に対して、定期的に搬送状況や救急搬送困難事案の状況等を共有するとともに、医療体制の確保について、健康局と連携して協力を要請する。また、引き続き、兵庫県広域災害・救急医療情報システムを積極的に活用して、より円滑な病院選定を行う。
- ⑥搬送先が決まらず、救急隊の現場活動が長くなった場合には、別の救急隊に交代する体制や酸素ポンペを供給できる体制を引き続き確保する。
- ⑦新型コロナウイルス感染症患者の救急搬送件数の増大や救急搬送困難事案の増加により救急需要が逼迫するおそれがある場合には、予備救急車を活用して円滑に救急搬送ができる体制を確保する。

第2節 報道対応と広報

(1) 広報全般

- ①これまでの経験や報道機関の意見も踏まえながら、感染状況の変化に応じて報道対応のあり方を柔軟に見直していく。
- ②市内における感染状況や、ワクチン接種をはじめとしたコロナ対策などの最新情報を、記者会見やホームページを通じて市民に対して迅速にお知らせできる体制を維持する。
- ③感染状況やコロナ対策のステージに合わせて、対象となる市民に対して必要な情報を適時お届けできるよう、ホームページやSNS（Twitter、Facebook、LINE）によるタイムリーな情報発信のほか、広報紙やメッセージ動画を通じた分かりやすい情報提供など、様々な媒体を活用した広報を引き続き実施していく。

(2) データ解析

- ①継続して新規感染者数や入院患者数、PCR 検査数などの「感染者の情報」、市営地下鉄などの「人流データ」についてモニタリングを行い、庁内関係局と情報共有を行う。
- ②市の保有するデータのオープンデータ化を進め、シビックテックの活用、官民の連携による新型コロナウイルス感染症対策を促進する。
- ③データを分かりやすくかつ効率的に可視化するためには、BI ツールの活用が有用であり、庁内のシステム環境を整えるとともに、研修など学習環境の充実、大学や民間企業との連携により、ツールを使いこなせる職員を増やす。

第3節 市立学校園

(1) 全般

- ①学校園における新型コロナウイルス感染症への十分な警戒と3密の回避や手洗い、咳エチケットなど基本的な感染症対策のさらなる徹底を図る。
- ②市内の感染状況やクラスター発生状況など最新の感染状況を把握するため、健康局・保健所との情報連携の強化を図る。
- ③市の方針や国・県などからの通知について、学校園の現場に迅速かつ分かりやすい周知・伝達するための準備を行う。
- ④保護者との連絡ツール（すぐーる）などを活用した、保護者への迅速な情報発信を行う。
- ⑤感染者等に対する偏見や差別が生じないための指導やさらなる配慮の要請を行う。

(2) 学習・生活への支援

- ①臨時休業等により必要となる学びの保障のための学習環境整備を行う。
- ②オンラインによる学習支援を円滑に実施する。（家庭にWi-Fi環境がない児童生徒への対応等を含む）
- ③入学式等学校行事の実施における感染防止対策のさらなる徹底を図る。
- ④感染再拡大期における修学旅行および宿泊を伴う学校行事等の方針の検討を行う。
- ⑤部活動における感染防止対策の徹底と感染再拡大期の実施についての検討を行う。
- ⑥児童生徒等への心のケアのための健康観察や健康相談、スクールカウンセラー等による支援などの準備を行う。
- ⑦学童保育施設との緊密な連携および学校園での受け入れなど子どもの居場所の確保のための検討を行う。

(3) 衛生用品、設備整備

- ①マスクやハンドソープなど保健衛生用品の計画的な備蓄及び消毒液などの抗ウイルス対策を行う。
- ②適切な換気を行うための特別教室や体育館等への計画的な空調整備を行う。

(4) 運営体制等

- ①一斉臨時休業等が実施された場合の学校園教職員の出務体制の検討を行う。
- ②感染拡大期における教育委員会事務局職員の在宅勤務など出勤調整の検討を行う。

第4節 保育所・学童保育施設等

(1) 保育所等

- ①施設と保護者とのコミュニケーション手段として、メールなどの効率的な手法をあらかじめ確保するよう、施設へ助言を行う。
- ②実施可能な感染防止対策、職員や園児等が感染した場合の対応方針などについて、施設に再確認を促す。
- ③各施設における衛生用品の確保・備蓄を支援する。
- ④実費徴収部分の減額、認可外保育施設利用者の保育料の減額等、施設の判断によるものについては、事前に取り扱いを定め、保護者に伝えておくよう、施設に促す。
- ⑤陽性者発生時の市の相談体制、保健センターが積極的疫学調査の重点化を図った際の対応等について、検証を行う。

(2) 学童保育施設

- ①感染拡大の状況、国・県の動き等を踏まえて、神戸市の運営方針と必要な情報を施設及び保護者へ迅速に発信する。
- ②学校と緊密な連携を図り、想定すべき対応を事前に協議し、認識を共有することで子どもの居場所の確保に努める。
- ③学童保育施設における密な空間を避けるため、学校の多目的室や運動場、地域福祉センター等の一時利用場所の確保を図る。
- ④各施設における衛生品の確保・備蓄を支援する。
- ⑤児童情報の管理や保護者への情報提供について、ICTの活用を推進するとともに、見守りカメラの設置など、職員の負担軽減に向けた施設環境整備を促進する。

(3) 療育センター

- ①児童発達支援センターから保護者へ緊急時に速やかに連絡できるよう、一斉配信メール等の手段を確認しておく。
- ②職員や児童等が感染した場合の対応について検討しておく。
- ③各センターにおける衛生品の確保・備蓄を継続する。
- ④家庭訪問や面談などを非対面で実施できる手段（オンライン面談が可能なタブレット端末などの導入等）の活用を推進する。

(4) 保護者の感染時の児童の緊急一時保護

- ①これまでの運営において蓄積されたノウハウを活かし、引き続き、緊急一時保護所の円滑な運営を行っていく。

- ②月齢の低い乳児については、陽性となった保護者が入院する医療機関での受け入れが可能となるよう、医療機関や関係機関に対して協力を求める。

第5節 社会福祉施設等

(1) 感染防止策の徹底

- ①各施設が、患者及び濃厚接触者が発生することを想定し、シミュレーションの実施、職員研修やマニュアル整備等、事前の対策を講じる。
- ②濃厚接触者の特定を早くするために、日常的に記録の作成等、従来からの防止策の徹底を周知する。
- ③従業者と利用者の切り分け（ゾーニング）の実施に努める。

(2) 施設等への支援

- ①施設入所者の新型コロナウイルス感染者発生時のゾーニングや職員の防護服等の着脱の研修を実施する。
- ②施設での衛生資材等の確保の徹底に加え、本市からの支援が行える備蓄に努める。

(3) その他の対策

- ①事業者による通所サービスの一時的な休業などが考えられることから、在宅支援、サービスの提供体制の確保に努める。
- ②サービスを提供する事業者に対して、十分な物資の供給に努める。
- ③ICTを駆使しペーパーレス化を推進するなど、施設では接触を減らす対策を可能な限り行う必要があり、新たに本市独自のICT化補助や、介護ロボット導入支援を行うことにより、職場環境の整備を支援していく。
- ④「サービス継続支援事業」や在宅介護サービス継続への支援策（「フォローアップ体制強化事業」他）を通じて、切れ目のない事業者支援に努め、サービス利用者及びその家族の生活を支えていく。

第6節 個人向け支援策

(1) 住居確保給付金

- ①生活困窮者に対するわかりやすいホームページの作成や直接情報を届けるための情報発信（SMSサービスによる情報提供）を行う。
- ②各区窓口職員向けに、制度見直しの内容について、速やかに周知を図る。
- ③制度の延長、拡大にも速やかに対応できるよう各区の受付、相談体制の充実に努める。
- ④ハローワークや市内の雇用就労所管部局との連携を強化し、生活困窮者の自立に向

け一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。

(2) 生活福祉資金

- ①申請の方法について、来庁による方法だけではなく、利用者の利便性を確保するため郵送による申請を継続する。
- ②制度の延長、拡大にも速やかに対応できるよう市社協及び各区における受付、相談体制の充実に努める。
- ③自立に向けた相談窓口との連携に努める。

(3) 生活困窮者自立支援金

- ①申請の方法について、利用者の利便性を確保するため郵送による申請を継続する。
- ②制度の延長、拡大にも速やかに対応できるようコールセンター及び相談体制の充実に努める。
- ③生活福祉資金の実施主体である兵庫県社会福祉協議会及び自立に向けた相談窓口との連携に努める。

(4) 保険料全般

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に対する国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の減免申請を円滑に審査・対応できるよう、必要な体制を構築する。
- ②各保険料の減免に係る国の財政支援対象期間が延長された場合は、規則改正など必要な対応を行う。
- ③保険料の減免制度、国民年金の免除制度などについて、各制度の説明、手続き方法や各種申請様式の掲載を充実するなどホームページ等を通じてわかりやすい広報を行う。
- ④保険料納入通知書発送時の対応について、例年、発送後～月末までは、区への来庁者や電話による問い合わせが急増、集中することから、3密を回避するため、以下の対策を講じる。
 - ・区保険年金医療課における来庁者抑制の呼びかけ
 - ・郵便物が大量のため、分散配達（3日間程度）の実施
 - ・郵送申請・オンライン申請の周知
 - ・市民からの問い合わせ対応のために設置している専用コールセンターの周知
- ⑤国民年金の手続きについて、日本年金機構と調整し、可能なものは郵送申請を検討する。

(5) その他

- ①国民健康保険の傷病手当金について、国の財政支援が延長された場合は、規則改正な

ど必要な対応を行う。

- ②ICTを活用した生活困窮者学習支援事業について、長期休校期間中の学習の遅れを懸念して緊急的に開始した事業であるが、生徒の参加率が高いことから、継続実施の上、対象となる子どもへの周知、講師の確保について引き続き関係機関、事業者と協力を図る

第7節 事業者向け支援策

- ①各種統計データによる経済全体の動向の把握に努める。
- ②関連業界団体や個別事業者との日常的な意見交換などを行う。

第8節 職員・組織・庁舎

(職員の健康管理等)

- ①長期化している新型コロナウイルス感染症対応にあたる職員への健康対策について引き続き対策を検討・実施する。
- ②職員の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について啓発する。

第9節 物資備蓄体制

- ①マスクや消毒液、防護服や N95 マスク等について、備蓄の更新にあたっては、随時、市民病院機構と調整していく。
- ②備蓄した医療物資については、定期的な点検を行い、品質・使用期限に留意しながら、継続的な備蓄を続けていく。
- ③危機管理室の備蓄体制を適正に維持・管理し、万が一の有事の際に速やかに備蓄品を活用できるようにしておく。

第10節 市有施設等

(1) 施設・イベント等

- ①イベント等の開催にあたっては、国や関係機関から示されている指針や各業界の示すガイドライン等に従い感染症対策に努める。
- ②各イベントの中止・延期を決定するため、関係機関からの情報や類似イベントの開催状況などの情報を収集し、状況に応じて適切に対応できるよう準備しておく。
- ③市の対応方針に遅滞なく対応するため、職員の勤務体制をとれるよう準備しておく。
- ④接触の機会を減らすため、非接触型のサービスの活用（ネット予約、神戸文化ホールにおける完全非接触型による入場システム、図書館における予約図書セルフ受取棚・

自動返却機や、電子図書館の利用促進等)を進めていく。

- ⑤閉館となった際も、例えば図書館においては予約図書を受取を実施するなど、サービスの継続ができないか検討しておく。
- ⑥イベントが無観客での開催となったとしても、有料配信を行う等、オンラインでできる取組み等を検討しておく。
- ⑦海外からの参加者がいるイベント等については、各国からの出入国や待機措置、必要な感染対策に関する情報を収集するとともに、類似のイベント等の動向も踏まえながら、観客の受け入れ範囲や入場者のスクリーニング・誘導の方針、参加者の移動・滞在、イベント等の開催時の接触制限・行動制限の方針等を検討しておく。
- ⑧感染症拡大に伴う利用料金の減少や、自主事業における収支悪化への対応などについても注視していく。
- ⑨「ワクチン・検査パッケージ」を活用した入場制限の考え方の整理など、国の検証結果を踏まえ迅速に導入できるよう準備しておく。

(2) 地域福祉センター

- 「with コロナ」時代に対応した新しい生活様式による地域活動（接触機会を減らした活動）を実践するため、地域福祉センターへの公衆 Wi-Fi を整備する。

(3) 港湾施設等

- ①神戸港 BCP（感染症編）を今後、速やかに策定する。
- ②港湾関係について、物流等を確保する観点から、感染者が発生した場合でも速やかに事業を再開するために必要な対応について、保健所との緊密な連携を図る。

(4) 市バス・地下鉄

- ①市バス・地下鉄では、減便等により生じる社会的な不利益と期待し得る効果とを検証し、感染の抑制に、より実効性のある実施方法、代替策の検討を行う。
- ②市バス・地下鉄の運行継続のため、運行・保守に係わる職員の感染予防に引き続き取り組むとともに、万一感染拡大の影響が及んだ場合にも事業を継続できる体制について検討しておく。

第 11 節 本部員会議等情報共有と意思決定

- ①危機管理室職員の健康局情報共有の場への参加等、健康局との一体的な情報共有体制を継続する。
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法の権限を持つ兵庫県と日々連絡調整・情報共有を行う体制を、感染が収束するまでの間継続する。